

令和8年7月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 （履行期限）	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	7月2日	地籍調査（街区境界調査）委託（測量工程）	令和9年2月26日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	17,630,800	本業務では、広範囲かつ限られた期間で緊急性のある調査を行う必要があるため、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地所有者からの依頼による土地の表示登記や境界確定業務の豊富な実績があり、区内の土地の境界に関する豊富なデータを有し、土地家屋調査士が多数在籍し、同時期に複数現場の調査・測量・立会いが可能である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
2	7月10日	すみだ福祉保健センター直流電源装置整流器部品交換工事	令和9年1月31日	古河電池株式会社 東京事務所	3,558,500	指定事業者は、本件の保守対象である直流電源装置整流器の製造及び設置業者であり、当該機器の仕様や設置状況を熟知している。また、交換部品は他社製品と互換性がなく当該事業者以外は調達できないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域福祉課
3	7月16日	たちばな保育園外壁改修その他に伴う機械設備工事	令和9年2月26日	浦安工業株式会社	29,260,000	本件については、希望型指名競争入札を行ったが、応札者がいなかった。本件は厨房を工事範囲とし、別途定めた、給食休止期間に併せての施工となるので、再度の入札を行う時間的余裕が無い。そこで、競争に参加した事業者を確認をしたところ指定事業者から技術者の配置が可能となり、予定価格内での施工が可能である旨回答があった。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	公共施設マネジメント推進課
4	7月22日	大横川親水公園撞木橋跡放流ポンプ改修工事	令和9年3月19日	荏原実業株式会社	17,600,000	本工事を施行するには、大横川親水公園浄化施設の全ポンプを休止する必要がある。休止することによって雨水が溜まり施設が浸水してしまうため、最小限のポンプ休止日数で施工しなければならない。指定事業者は、当施設のポンプ製品の取扱業者であり、年間を通して保守点検も行っており、当該地を熟知しているため、本工事を最小限のポンプ休止日数で確実に施行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公園課